

2022年4月13日

エステティックサロン事業者各位
エステティック業界団体各位

令和4年6月1日 改正特商法施行に伴う
エステティックサロンへの対応のお願い

特定非営利活動法人
日本エステティック機構

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年（2022年）6月1日より、改正「特定商取引に関する法律」が施行されるにあたり、エステティックサロンを運営される事業者各位におかれましては、以下の通り、法令へのご理解とご対応をお願い申し上げます。

I. 令和4年6月1日に施行される改正特商法のエステティックサービス契約における変更点及び対応事項

特定商取引に関する法律が改正され、第48条のクーリング・オフ規程が変更になり、消費者からのクーリング・オフの通知が書面のみから電磁的記録でも可能になります。

従来は、消費者がクーリング・オフを申し込む場合、契約日の翌日から8日以内に書面（ハガキか封書等）に必要事項を記載して契約書に記載されている事業者宛に契約日の翌日から8日以内に投函することになっていました。

令和4年（2022年）6月1日以降、消費者は電磁的記録（電子メール、SNS、FAX、USBメモリ（郵送等）等の方法）に必要事項を記載して事業者宛に通知することでもクーリング・オフが可能になります。

つきましては、特定継続的役務契約（5万円を超えて1か月を超えるコース契約）を行うサロンは、以下の対応が必要です。

1. 上記サロンは、改正に伴い契約約款及び概要書面の記載を以下のとおり変更する必要があります。なお以下の変更がされていない契約約款や概要書面を消費者へ交付した場合、書面不備により当該消費者に変更された書面を交付し説明するまでクーリング・オフ期間が延長されます。

2022年4月13日

契約約款（当機構指定契約約款変更例）

第6条（クーリング・オフ）

甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面又は電磁的記録により契約を解除することができます（これを「クーリング・オフ」といいます）。なお、関連商品のみでのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。又、乙が契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに全額を返金いたします。但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。

2. 乙が甲に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフをすることができます。

3. 関連商品の引渡しが行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は乙の負担とします。

4. クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面又は電磁的記録を乙宛に発信したときに、その効力が生じます。

5. 関連商品の販売者が乙と異なる場合には、甲は、当該販売者宛にもクーリング・オフをする旨の書面又は電磁的記録を送付してください。

6. クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

クーリング・オフ（契約解除）文例

契約解除通知書

住所〇〇〇〇 〇〇会社 代表者〇〇〇〇殿

〇年〇月〇日、貴社〇〇店との間で締結したエステティックサービス契約について、約款第6条に基づき契約を解除します。

つきましては、支払い済みの〇〇〇円を下記銀行口座に振込んでください。また、私が受け取った商品をお引き取りください。

銀行口座：〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座〇〇〇〇 名義人〇〇〇〇

〇年〇月〇日 住所〇〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇

概要書面（事前説明書・当機構指定書面変更例）

4、クーリング・オフについて

①お客様は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面又は電磁的記録により契約を解除することができます。これを「クーリング・オフ」といいます。

2022年4月13日

お客様がクーリング・オフをした際には、違約金及び利用した役務の対価等の支払いをすることは不要です。

又、当サロンが、当該契約に関してお客様から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金いたします。

但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（当サロンがお客様に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除きます。）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。

②当サロンがお客様に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合は、お客様は、改めて当サロンからクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、当サロンより説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。

③関連商品の引き渡しが行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は当サロンの負担とします。

④クーリング・オフは、お客様が書面又は電磁的記録を当サロン宛に発信したときにその効力が生じます。

2. . 上記の「電磁的記録」の方法について、当該消費者に対して契約書もしくは概要書面、または別紙に、事業者側が確認しやすい電磁的記録による通知の方法を示すことは妨げられません。

例：当サロンへのクーリング・オフの通知について、メールや FAX でクーリング・オフを行う場合には、以下のメールアドレス、または FAX 番号に送付してください。

メールアドレス●●●●@●●●●●.●●●● FAX 番号×××-×××-××××

3. 2. のとおり「電磁的な記録」を消費者に通知した場合でも、通知した「電磁的記録」以外の方法で消費者がクーリング・オフの通知をした場合はそれをもってそのクーリング・オフ通知を拒否することはできません。ゆえに以下のような記載しても無効です。

× 当サロンへのクーリング・オフの通知は当サロンが指定した方法以外で送付した場合は認められません。

2022年4月13日

4. クーリング・オフを通知されたサロンは、速やかに当該消費者に対してクーリング・オフの通知を受け取ったことを連絡するように努めてください。

Ⅱ. 令和4年(2022年)6月1日以降、法令改訂に伴う変更していないエステティックサービス契約約款及び概要書面を使用しなければならない場合

できるだけ6月1日以降は変更した契約約款及び概要書面を使用したほうがよいですが、印刷した契約約款や概要書面があり、6月1日からⅠの1に指定されている文面に変更されていない契約約款や概要書面を使用しなければならない場合は以下の対応をお願いいたします。

1. 「クーリング・オフの通知方法の追加のお知らせ」(別紙1)を必ず交付すること。
2. 書面交付確認書(別紙2)により当該消費者に1.の書面も含めて必要書面の交付の確認をしていただき、サイン等をいただく。

なお、契約書に手書きなどで「電磁的な記録」(メールアドレスやFAX番号など)の方法を記載するのであれば、契約約款や概要書面を修正後も、上記1の「クーリング・オフ通知方法の追加のお知らせ」を発行して、他の書面の受け取り確認も含めて「書面交付確認書」の利用を継続することでも問題ありません。

以上